

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、その結果を公表する。

平成31年3月31日

上田市長 土屋陽一



1 協議の場を設けた範囲

上田市上田東地区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月22日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

9 1 経営体

法人	13 経営体
個人	78 経営体
集落営農	0 経営体

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5 農地中間管理事業の活用方針

農地利用集積円滑化事業で実施している農地相談会において、農地中間管理機構の周知徹底を図り、担い手の分散錯囲を解消するため利用権を交換しようとする場合は、地主（出し手）の意向を確認したうえで農地中間管理機構への貸し付けを促進する。当地区内の「岩清水集落」の農地（エリア設定面積約11ha）において合意形成が図られ、農地中間管理機構に95%（約10.5ha）の貸し付けを行った。平成31年度は、豊里の林之郷地区で面的な集約事業を実施し、当地域で16ha程の集積を実行へ移していく。今後も集落懇談会を引き続き行い、他集落へも波及するよう努めることとする。

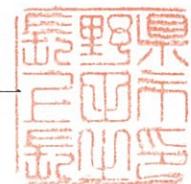
6 地域農業将来の在り方

北部は果樹を中心とした作付け体系の維持と確立をはかり、また、南部においては、ほ場整備事業等基盤整備がほぼ完了したことから、その有効利用を促進し、土地利用型農業及び農家の育成を図る。なお、神科地区の果樹地帯及び殿城地区での出作栽培地区については、今後の地域のあり方について積極的な会合等を行い、岩清水集落同様に農地中間管理機構の活用も含め推進を図る。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、その結果を公表する。

平成 31 年 3 月 31 日

上田市長 土屋 陽一



1 協議の場を設けた範囲

上田市西部地区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 31 年 3 月 22 日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

4 9 経営体

法人	9 経営体
個人	38 経営体
集落営農	2 経営体

4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5 農地中間管理事業の活用方針

農地利用集積円滑化事業で実施している農地相談会において、原則 10 年以上の貸し付けが可能な出し手には、農地中間管理機構の周知徹底を図り、担い手の分散錯闇を解消するため利用権を交換しようとする場合は、地主（出し手）の意向を確認したうえで農地中間管理機構への貸し付けを促進する。

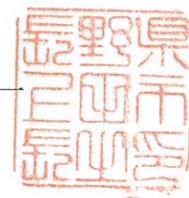
6 地域農業将来の在り方

周辺部は営農類型に沿った振興を図って行く。川西地域はほ場整備など基盤整備が終了していることから水稻と花きの複合経営を中心に農業振興を図る。塩尻地区及び泉田地区には中心となる農業法人があり、また、川西地区にも大規模経営農家が点在しており、土地利用型農業については現状維持ができる。地区・地域によって農業のあり方に違いがあることから、地区ごとの話し合いを推進し、法人組織の立ち上げや農地中間管理事業の活用などの方向性について検討する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、その結果を公表する。

平成31年3月31日

上田市長 土屋陽一



1 協議の場を設けた範囲

上田市塩田地区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月22日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

125 経営体

法人 13 経営体

個人 108 経営体

集落営農 4 経営体

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5 農地中間管理事業の活用方針

農地利用集積円滑化事業で実施している農地相談会において、原則10年以上の貸し付けが可能な出し手には、農地中間管理機構の周知徹底を図り、担い手の分散錯闊を解消するため利用権を交換しようとする場合は、地主（出し手）の意向を確認したうえで農地中間管理機構への貸し付けを促進する。

6 地域農業将来の在り方

水田地帯は生産基盤の整備がほぼ完了していることから引き続き大型機械導入による水稻作を基幹とした農業の展開を図りながら、経営所得安定対策や、中山間地域等直接支払事業などによる遊休荒廃地対策を推進する。地域内には農業法人があり、大規模経営農家が点在しており、土地利用型農業については現状維持ができる。当該地区を営農活性化推進組合の設置単位である5地区に細分化し、それぞれの地区ごとに、農地中間管理事業の活用を含め今後のあり方について懇談会や検討会を実施し、方向性等について協議を行う。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、その結果を公表する。

平成 31 年 3 月 31 日

上田市長 土屋陽



1 協議の場を設けた範囲

上田市丸子地区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 31 年 3 月 22 日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

5.1 経営体

法人	6 経営体
個人	44 経営体
集落営農	1 経営体

4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5 農地中間管理事業の活用方針

条件の合致する圃場については、農地中間管理機構の活用を検討する。

6 地域農業将来の在り方

比較的小規模な圃場が多く存在することから、農地の集約に関しては難しい点があるが、こうした制約の中で少しでも効率的な農業経営ができるようにしていく。田に関しては水稻が主であるが、花卉・果樹の振興も併せて図っていく。農業者の高齢化、後継者不足による耕作放棄地については、加工用ぶどうの栽培適地として注目されている状況から、適地適作の推進を図るとともに、遊休荒廃農地の解消を図っていく。また、果樹については地域の 6 次産業化を検討していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、その結果を公表する。

平成 31 年 3 月 31 日

上田市長 土屋陽一



1 協議の場を設けた範囲

上田市真田地区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 31 年 3 月 22 日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

116 経営体

法人	9 経営体
個人	107 経営体
集落営農	0 経営体

4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5 農地中間管理事業の活用方針

原則 10 年以上の貸し付けが可能な出し手には、農地中間管理機構の周知徹底を図り、担い手の分散錯置を解消するため利用権を交換しようとする場合は、地主（出し手）の意向を確認したうえで農地中間管理機構への貸し付けを促進する。

6 地域農業将来の在り方

真田地区は、東北部の菅平高原地域、中央部から東部に位置する長地域、西部に位置する傍陽地域、南部に位置する本原地域に分けられる。菅平高原地域は、高原野菜を主体とし、基盤・近代化施設の整備がされており、営農意欲が高い後継者も多く、経営規模拡大を目指す農家が多い中、農地の連作障害への対応も課題となっている。長・傍陽・本原地域は、水田率が 25 % から 30 % を占め、ほ場整備もほぼ完了している。また、水利の便が悪い、あるいは、傾斜地の畑作地帯には、野菜・果樹・花卉等が栽培されているが、農業者の高齢化、後継者不足により、耕作放棄地の増加が顕著で、農地の遊休荒廃化の解消に向けた取組みが課題である。今後は、各地域における課題の解消と共に、団地化、産地化を進めるため、認定農業者や集落営農組織などの担い手を中心とした意欲ある農業者への農地集積を図り、適地適作の推進をはかる地域農業を進める。また、水田・畑について、経営体への集積を促進するため、ほ場整備（区画の再編、転石の除去等を含む。）の検討も併せて要望を把握し検討する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、その結果を公表する。

平成 31 年 3 月 31 日

上田市長 土屋陽一



1 協議の場を設けた範囲

上田市武石地区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 31 年 3 月 22 日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

3.6 経営体

法人	5 経営体
個人	31 経営体
集落営農	0 経営体

4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5 農地中間管理事業の活用方針

原則 10 年以上の貸し付けが可能な出し手には、農地中間管理機構の周知徹底を図り、担い手の分散錯図を解消するため利用権を交換しようとする場合は、地主（出し手）の意向を確認したうえで農地中間管理機構への貸し付けを促進する。

6 地域農業将来の在り方

武石地域の東部エリアは、比較的平坦な農用地で、ほ場整備されており、団地にも恵まれていることから水稻を中心に意欲ある担い手農家への農地集積が進んでいるが、面的集積を進めるため出し手の理解と担い手農家を中心とした徹底した話し合いが今後も必要である。西部エリアは やや団地化された水田があるが、それ以外の地区は、全般的に急傾斜・小団地で土地条件も好条件ではないが、有機農法による稻作栽培、農業法人等によるブロッコリー栽培、法人による大規模施設栽培でのミニトマト栽培と、集積が進められている地域もあり、担い手への集積をさらに進める。ソバの作付も多いため、東京都練馬区との友好都市の縁を最大限に活用し、販路開拓を行いソバの 6 次産業化を目指す。南部エリアは、西部エリアよりもさらに狭隘で傾斜の強い土地であるが、地元の農業法人が小沢根地区を中心に集積し、ブドウ、野菜、ソバ、酒米栽培と複合的に農業を展開している。酒米栽培に適した土地であることから酒米栽培を進める。余里地区は、最も狭隘で傾斜の強い土地であり集積が困難な地域である。養蜂用クローバー栽培など地域に適した農地利用を模索しながら農地を守っていく。

採草地は、西部エリアの巣栗・西武地区に集積されており、現状の面積を維持しながら、あわせて東部エリアの下武石地区の遊休畠地を活用する。